

高野伸生委員 私からは、瓜破斎場の指定管理者の問題についてお伺いいたします。

先ほども公明党の西委員からも質疑ございまして、重複する部分が多々あると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

9 月の民生保健委員会で瓜破斎場の陳情書に係る質疑におきまして、指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用する、そして住民サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図るということを目的として実施されるものであったと指摘いたしました。

この導入に当たりましては、経費の節減は大事なことでありますけれども、そのことで市民の安心や信頼感が逆に犠牲になることは絶対に許されないということでもあります。しかるに、指定管理者の斎場においてさまざまな失敗あるいはあつてはならないミスが現実には生じている現状では、サービスの向上ではなくサービスの低下になっており、指定管理者の職員のスキルアップ、またレベルアップなどのためにも瓜破斎場を直営で残すべきであるといった指摘を行ってきたところであります。

指定管理者のスキルなりレベルがアップすれば、将来、民間同士で指定管理の引き継ぎを行う際に、アップしたノウハウによってきめ細やかな引き継ぎができるものと考えられますが、そうしたことから瓜破斎場は当面直営で残すべきであると思います。

しかるに環境局は、既定方針のごとく事務手続を進め、議案を提出してきました。議会においては、瓜破斎場の指定管理の手続を一旦取りやめることなどの陳情を採択したにもかかわらず、今般、瓜破斎場の指定管理者の指定についての議案をわざわざなぜ提出してきたのか、非常に理解に苦しむところであります。この点について、環境局の考えを再度お聞きしたいと思います。

西峰環境局事業部斎場霊園担当課長 お答え申し上げます。

本市では、効率的な市立斎場の事業運営を行うに当たりまして、民間でできることは民間という観点から 5 斎場全てに指定管理者制度を導入する方針といたしております。この方針に基づき、本市の 5 斎場のうち瓜破斎場を除く 4 斎場に平成 25 年 12 月から指定管理者制度を導入し、瓜破斎場につきましては、施設の改修工事の必要がありましたことや段階的な制度導入の観点から、平成 27 年 4 月から指定管理者制度へ移行することといたしました。そして、本年 5 月から募集要項を配布し、市会の議決を経た後に市長が指定管理者に指定するといったしまして、指定管理予定者の募集・選定手続を進めてまいったところでございます。

本件につきましては、9 月 11 日及び 16 日に開催の民生保健委員会の場で、陳情第 116 号、大阪市立瓜破斎場の指定管理者に関する陳情書に対しまして各会派から御質疑をいただき、委

員からも大変貴重な御意見、御指摘を頂戴いたしました。この陳情の採択につきましては当局といたしまして大変重く真摯に受けとめておりますが、指定管理者による斎場の管理運営につきまして、火葬業務経験を有する本市職員が各斎場を巡視し、問題等があれば都度指摘し、指導し、改善させております。また、毎月の月例報告会で管理運営状況の報告を受けますとともに、都度指摘いたしました内容の改善状況を確認しております。

このほかにも、引き継ぎ期間につきまして3カ月の期間を確保し、さらには本市職員がこれまで長年にわたって培ってまいりました技術やノウハウのほか、この間、指定管理者に実地で指摘・指導してまいりました内容を取り入れたマニュアルを作成し、本市の火葬業務経験豊富な職員が引き継ぎを行うことといたしております。指定管理者が管理運営を開始する4月以降、当面の間は本市職員を瓜破斎場に配置するなど、工夫を凝らすことで十分対応できるものと考えております。

さらに、指定管理予定者として選定されました瓜破斎場管理運営グループは、大阪の葬送について理解をしておると考えられ、火葬炉の設備機器に関しましても充分熟知した事業者でありますことから、瓜破斎場の指定管理者の指定についての議案を上程させていただいた次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高野伸生委員 今回の議案の提出については、市会の議決を前提として指定管理者の募集を行ってきた事情もあることはわかるんですけど、でも9月の民生保健委員会での答弁と今の課長の答弁はほとんど変わってないのではないかと思います。

要は、我々が一番心配してるのは何かというと、斎場というのは、何度も言いますが、故人とのお別れをする厳粛な場であると、亡くなられた方の尊厳を保つ場であると思うんです。決して安かろう悪かろう、これは絶対許されないとします。

そして、斎場の業務はいわゆる特別な技術であると思いますし、仕事の習熟そのものが必要であり、斎場での業務に失敗は絶対許されないものであると思います。そこで、失敗をなくすために、例えば瓜破斎場を直営で残すことによって瓜破の職員が指定管理の斎場に出向いて研修・指導するとか、逆に瓜破に見学に行かせるといったこともできるわけでありまして。

指定管理者による斎場の管理運営はまだ1年しかたっていないこと、また指定管理者によるミスがやっぱり数々発生しているなどの状況から、指定管理者の職員のスキルアップ、レベルアップをしっかりとやっておく必要があります。そこで、職員を監督する立場の職員のマネジメントを高めるなど瓜破斎場にそういった研修センター的な機能をしっかりと持たせる意味でも、直営で当面残しておくべきであると指摘しておるわけでありまして。

現行の指定管理者を見る限り、とても直営の域にまで達しているとは言いがたい。やはり本市職員の作業には安心感・安定感があり、非常に信頼できると思います。先ほども申し上げましたけれども、指定管理者のスキルなりレベルが直営と同程度になるまで瓜破は直営で残して

おき、そのアップした能力を生かしてきめ細かな引き継ぎを行い、その引き継ぎを受けた新しい指定管理者のレベルも当然上がっていくのではないかと考えます。そのためにも、我が会派としては、今回の瓜破斎場に指定管理者制度を導入するための議案については否決する立場であることを明確に申し上げておきます。以上です。